



# まちづくりニュース

第23号  
2015年10月

春日・後樂園駅前地区市街地再開発組合 広報誌 発行責任者:理事長杉田明治  
電話:03-5805-7793 FAX:03-5805-7794 編集人:広報担当理事川合謙一  
電子メール:jim@harusan.jp ホームページ:http://www.harusan.jp

## 権利変換計画の認可 申請を行いました!

第7回臨時総会(10月5日)での権利変換計画の議決などを経て、10月9日(金)に権利変換計画の認可申請を行いました。順調に進めば、年内に東京都知事により認可される見込みです。

認可日から7日目が権利変換期日(裏面参照)となりますので、土地及び建物の権利は、権利変換計画に従い移転されます。

今後は、解体除却工事及び再開発ビル新築工事着工に向けて事業を推進して参りますが、みなさま方におかれましては、本年12月末のお引越しを目途に準備を進めて下さるようお願い致します。

なお、既に合意された方々からは土地建物の明渡しを行って頂いていますが、通常損失補償や引越し先の選定等の協議が終了していない方々におかれましては、今後も引続きご協議下さいますようお願い致します。

明渡しなどでお困りのことがあれば、事務局までご相談下さい。

年内に認可へ!!

### ◆予定スケジュール

	9月	10月	11月	12月	1月
主な手続き等	権利変換計画縦覧 審査委員会	▼認可申請 臨時総会	税務説明会	●権利変換期日 91条補償費の支払い (認可予定)	97条補償費の支払い
みなさん	補償の協議・補償契約 ※協議が調った方から順次、引越し				

## ■税務説明会を開催します

東京都知事の認可によって年内に権利変換計画が確定する予定です。また、補償費のお支払いも本格化します。これらに伴って、みなさまには税制上の各種適用の確認や税務申告などをして頂く必要が生じます。

このため、下記の日程で税務説明会を開催します。組合の税理士からの説明やみなさまからの質疑にお答えします。



### ◆土地・建物所有者の方を対象

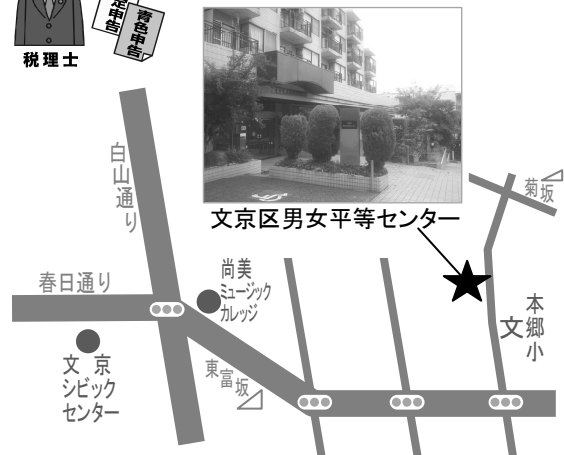
日時：11月16日(月) 19:00～

日時：11月21日(土) 10:00～

### ◆借家人の方を対象

日時：11月20日(金) 19:00～

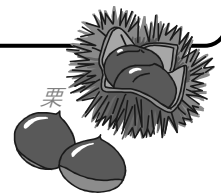
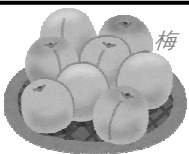
※場所：すべて文京区男女平等センター



## 権利変換期日になると...

権利変換期日において、各権利は次のとおりとなります。

- 権利変換を受ける従前の建物に関する所有権は、施行者(組合)に帰属します。
- 従前の土地・建物に関する所有権以外の権利は消滅します。担保権等は土地・建物所有者が権利変換する場合は、再開発ビルへ移行します。
- 再開発ビルの土地の権利は、権利変換計画に従い再開発ビル取得者の共有となります。再開発ビルの建物の権利(区分所有権)は、権利変換計画に従いその完成をもって取得します。



ご質問・ご相談などがありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

**お問い合わせ先**

春日・後樂園駅前地区市街地再開発組合 事務局

電話：03-5805-7793 FAX：03-5805-7794 E-mail：jim@harusan.jp

